

(別紙)

「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の一部を改正する命令案についての意見・情報の募集」に対して寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>【今般の省令改正に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">改正法の理念が農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の改正案に具体的にどう反映されるのかが不明瞭。新しい題名がどのような目的を持って変更されたのか明確に記載されていないため、背景情報が必要法第7条から第15条への移動が具体的にどのような運用面での変更をもたらすのか不明業務の代理・媒介範囲が拡大されることによる銀行法施行規則への影響や、関係機関での調整状況が不明	<ul style="list-style-type: none">今般の本施行規則の改正は、食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律（令和7年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行により、本施行規則で引用している食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）の法律名の変更や条項の移動に対して手当てを行うための改正で、本施行規則へ実質的な変更を行うものではなく、改正法の理念を反映させるものではありません。本施行規則では、法律名として「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」を引用しておりますが、改正法により、この法律名が「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」へ改正されることに伴い、本施行規則においても適切な法律名を引用するため改正します。本施行規則では、特定承継会社を実施することができる業務として、法第7条第1項に規定する株式会社日本政策金融公庫による資金の貸付けを規定しておりますが、改正法により法第7条第1項が法第15条第1項へ改正されることに伴い、本施行規則においても適切な条項を引用するため改正します。この改正は、形式的な改正であり本施行規則へ実質的な変更を行うものではありません。今般の本施行規則の改正は、特定承継会社が、銀行法施行規則第13条の規定にかかわらず行うことができる、金融機関等の金融業務の代理又は媒介（銀行法第10条第2項第8号に掲げる業務を行う場合に限る。）に係る規定の改正であるため、銀行法施行規則に影響を与えるものではありません。
2	<p>【農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律施行規則の制度設計に関する御意見等】</p> <ul style="list-style-type: none">担い手不足、高齢化、国際競争の激化、気候変動、デジタル化への対応など喫緊の課題に対し、信用事業がどのように貢献できるのか、そのための具体的な制度設計や支援策の強化について議論されるべき。信用事業の構造的な課題や、特定承継会社の位置づけに関する根本的な議論が全く進んでいない。他省庁が所管する法令（例：農業協同組合法、水産業協同組合法、地域再生法など）との連携や整合性について、改めて網羅的に検証し、必要に応じて規定の追加や修正を行うべき。特定承継会社が必要な理由を示してください。中抜き対策は講じていますか？講じている場合は具体的に実例を、講じていない場合は、預金者が納得できる説明をお願いします。	<p>貴重な御意見として今後の政策検討の参考にさせていただきます。</p> <p>なお、特定承継会社は、農林中央金庫の子会社として、特定農協（農林中央金庫の会員である農業協同組合であって、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行うもの）の経営における信用事業の負担やリスクを極力軽くし、人的資源等を経済事業にシフトできるよう、特定農協等の信用事業を最終的に農林中央金庫に引き継がせることを目的に、信用事業の全部又は一部を譲り受けて、預金の受入れ等の業務を暫定的に行うことができます。</p> <p>特定承継会社に対しては、業務の健全かつ適切な運営を確保するため、系統金融機関向けの総合的な監督指針等に基づく監督等を行うこととしております。</p>
その他		本意見・情報募集の対象ではない御意見が1件ありました。